

§ 4. 鉄道事業における各種手続きの整理

4. 1 鉄道事業許可

鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない（鉄道事業法3条）。鉄道事業の許可は事業者単位ではなく、路線及び鉄道事業の種別単位で行う必要があるため、路線の延伸においても新たな区間の鉄道事業許可を受ける必要がある。

鉄道事業の許可を受けようとする者は、鉄道事業許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない（鉄道事業法4条）。

鉄道事業許可申請書には、予定する路線（起点、終点、主要な経過地）や事業種別（第一種～第三種）、業務範囲（旅客または貨物のどちらかに限定する場合にはその旨）、事業基本計画（鉄道の種類、単線・複線などの別、動力、軌間、設計最高速度、設計通過トン数、旅客運送区間と貨物運送区間、計画供給輸送力、駅の位置と名称、駅の取り扱い範囲など）、さらに事業収支見積書、建設費概算書、資金収支見積書、線路予測図などを添付しなければならない。

添付書類のうち線路予測図は平面図縮尺を1/25,000以上、縦断面図縮尺を横1/25,000以上、縦1/2,000以上とし、平面図には起点、終点、主要経過地、駅位置・名称、鉄道線路の中心線、地形や主要な地物などを、縦断面図には鉄道線路の中心線に係る地面及び施工基面の高さ、駅位置、主要なトンネルや橋梁の位置及び長さなどをそれぞれ記載する必要がある。

鉄道事業許可の申請を受けた国土交通大臣は、経営面や安全面、計画性、申請者の事業遂行能力などを審査したうえで、申請者に対して鉄道事業を許可することとなる。

4. 2 工事施行認可

国土交通大臣から鉄道事業の許可を受けた鉄道事業者は、国土交通大臣が定める期限（鉄道事業を許可する際に指定）までに、工事計画を定めた工事施行認可申請書を提出し、工事の施行の認可を受けなければならない（鉄道事業法第8条）。

工事施行認可申請書には、工事施行区間の起点と終点、工事計画、工事着手予定時期、工事完成予定時期などを記載し、さらに工事計画に関する書類や図面、線路実測図、地質概要図、建設費予算書などを添付しなければならない（下表参照）。

表4-1 工事施行認可申請に必要な資料（鉄道事業法施行規則 別表第一）

鉄道施設	工事計画	添付書類及び添付図面	同意書の添付
一 鉄道線路			
(一) 一般	1 線路中心線及び軌道中心線		○
	2 軌道中心線の曲線半径		○
	3 軌道中心線の緩和曲線及び円曲線の長さ(本線に係るものに限る。)		○
	4 軌道中心線の施工基面の高さ		○
	5 軌道中心線のこう配		○
	6 軌道中心線の縦曲線(本線に係るものに限る。)の半径		○
	7 建築限界及び車両限界(図面をもつて示すこと。)		○
	8 施工基面(本線に係るものに限る。)の幅		○
	9 軌道中心間隔		○
(二) 土工	盛土及び切取の構造(土工定規図及び土留壁標準図をもつて示すこと。)		
(三) 土留擁壁	1 構造形式	1 応力度表	
	2 材質	2 許容応力度表	
	3 構造寸法(構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。)	3 安定度表	
(四) 橋りょう	1 設計列車荷重	1 不静定構造の橋りょうに係る次に掲げる図面	○
	2 上部構造及び下部構造の構造形式	(1) 荷重配置図	
	3 材質	(2) 応力図	
	4 構造寸法(構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。)	2 応力度数表	
		3 許容応力度表	
4 安定度表		○	
5 けたの最大たわみ表			
(五) トンネル及び落石覆い等設備	1 種類	1 山岳トンネル以外のトンネルに係る次に掲げる図面	
	2 トンネルに係る次に掲げる事項	(1) 荷重配置図	○
	(1) 材質	(2) 応力図	
	(2) 構造寸法(構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。)	(3) 応力度表	
	(3) 換気的方式	(4) 許容応力度表	
	(4) 排水設備の位置	2 トンネルに係る次に掲げる書類	
	(5) 火災対策設備に係る次に掲げる事項	(1) 換気設備の機能の説明書	
	イ 消火設備、避難設備及び警報設備の種類及び位置(図面をもつて示すこと。)	(2) 排煙設備の機能の説明書	
ロ 排煙の方式			
3 落石覆い等設備の位置			
(六) 踏切道	1 種別	交通量調査表	
	2 交角		
	3 幅員		
(七) 軌道	1 普通鉄道にあつては、次に掲げる事項(1) 軌間	1 動力発生装置の地上設備及びその附属品の強度計算書(リニアモーター式普通鉄道に限る。)	
	(2) レール及びその附属品の種類及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)	2 索条強度計算書(鋼索鉄道に限る。)	
	(3) 分岐器の種類及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)	3 浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備及びブレーキ用レール並びにその附属品の強度計算書(浮上式鉄道に限る。)	
	(4) まくら木の材質及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
	(5) まくら木(まくら木を使用しない場合にあつては、レール締結装置)の敷設間隔		
	(6) レール締結装置の種類及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		○
	(7) 道床の種類及び構造寸法(バラスト道床にあつては、厚さ) (バラスト道床以外の道床にあつては、図面をもつて示すこと。)		
	(8) 動力発生装置の地上設備の材質、設置位置及び構造寸法(リニアモーター式普通鉄道(リニアインダクションモーター推進方式の普通鉄道をいう。以下同じ。))に限る。)(図面をもつて示すこと。)		
	(9) 動力発生装置の地上設備の附属品の材質及び構造寸法(リニアモーター式普通鉄道に限る。)(図面をもつて示すこと。)		
	(10) 動力発生装置の地上設備の締結装置の種類、敷設間隔及び構造寸法(リニアモーター式普通鉄道に限る。)(図面をもつて示すこと。)		
	2 懸垂式鉄道又は跨座式鉄道にあつては、次に掲げる事項(1) 走行面の材質(軌道けたの材質と異なる場合に限る。)		
	(2) 分岐器の種類及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		○
	(3) 軌道けたの継ぎ目の構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
	3 案内軌条式鉄道にあつては、次に掲げる事項		
	(1) 案内レールの形式及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
	(2) 走行路の材質及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
	(3) 走行面の材質(走行路の材質と異なる場合に限る。)		○
	(4) 分岐器の種類及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
	(5) 走行路の継ぎ目の構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
	4 鋼索鉄道にあつては、次に掲げる事項		
(1) 1(2)から(7)までに掲げる事項			
(2) 索条の種類、直径及び強度		○	
(3) 原動滑車の構造寸法(図面をもつて示すこと。)			
(4) 誘導滑車の敷設間隔及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)			

鉄道施設	工事計画	添付書類及び添付図面	同意書の添付
(七) 軌道	5 無軌条電車にあつては、走行路の材質及び厚さ		○
	6 浮上式軌道にあつては、次に掲げる事項		
	(1) 浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備及びブレイキ用レールの材質並びに設置位置及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		○
	(2) 浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備及びブレイキ用レールの附属品の材質及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
	(3) 浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備及びブレイキ用レールの継ぎ目の構造寸法(図面をもつて示すこと。)		
(4) 1(3)から(6)までに掲げる事項			
二 停車場			
(一) 駅	1 中心キロ程及び換算中心キロ程	地下駅に係る次に掲げる書類	○
	2 本線の有効長及び車両接触限界標の位置	(1) 換気設備の機能の説明書 (2) 排煙設備の機能の説明書	
	3 旅客又は貨物の取扱いに必要な設備の配置		
	4 プラットホームに係る次に掲げる事項		
	(1) 有効長、幅及び高さ		
	(2) プラットホームの縁端と軌道中心線との間隔		
	5 旅客用通路の幅		
	6 上家及びご線橋その他これらに類する建築物の構造寸法(構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。)		
	7 換気(地下駅に係るものに限る。)の方式		
	8 火災対策設備(地下駅に係るものに限る。)に係る次に掲げる事項		
(1) 消火設備、避難設備、警報設備及び防火戸の種類及び位置(図面をもつて示すこと。)			
(2) 防災管理室の設備の種類及び機能			
(3) 排煙の方式			
(二) 信号場	本線の有効長及び車両接触限界標の位置		○
(三) 検車場	取扱能力		
三 車庫及び車両検査修繕施設			
(一) 車庫	収容能力		
(二) 車両検査修繕施設	1 検査設備及び修繕設備の配置 2 検査能力(検査の種類ごとに記載すること。)		
四 運転保安設備			
(一) 信号保安設備	1 列車間の安全を確保する方法(閉そくによる方法にあつては、閉そく方式の種類)	電子計算機により遠隔制御装置又は列車集中制御装置を制御する場合にあつては、その処理機能の説明書	
	2 閉そく装置の作用(動作結線図をもつて示すこと。)		
	3 常置信号機にあつては、種類及び位置(図面をもつて示すこと。)		
	4 車内信号機にあつては、地上設備に係る次に掲げる事項		
	(1) 信号表示の方式及び種類		
	(2) 信号表示区間の始端の位置及び信号表示の展開(図面をもつて示すこと。)		
	5 連動装置の種類及び作用(連動図表をもつて示すこと。)		
	6 遠隔制御装置及び列車集中制御装置の制御方式、制御項目及び制御所の位置		
	7 自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる事項		
	(1) 種類及び作用(処理機能説明書又は動作結線図をもつて示すこと。)		
(2) 設置位置及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)			
(3) 閉そくによる方法にあつては、常置信号機又は車内信号機との関係及び線路の条件との関係(図面をもつて示すこと。)			
(4) 列車間の間隔を確保する装置による方法にあつては、自動列車制御装置の制御情報の展開(以下「制御情報の展開」という。)又は自動列車運転装置と制御情報の展開との関係(図面をもつて示すこと。)			
(二) 保安通信設備	1 種類及び位置(通信回線図をもつて示すこと。) 2 有線通信設備にあつては、電線の種類及び架設方法(電線路構造図をもつて示すこと。) 3 無線通信設備にあつては、周波数帯及び通信方式	列車無線設備の機能の説明書	
(三) 踏切保安設備	制御方式及び作用(動作結線図をもつて示すこと。)		
五 変電所等設備			
(一) 変電所	1 位置	1 容量計算書 2 電子計算機により自動制御装置又は遠隔制御装置を制御する場合にあつては、その処理機能の説明書	
	2 変電所の総容量(常用又は予備の別に記載すること。)		
	3 整流機、回転変流機、変圧器(制御用変圧器を除く。)、発電機その他これらに類する電気機器の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数		
	4 主回路の自動遮断器の種類及び遮断容量		
	5 3及び4に掲げる電気機器の電気接続(単線結線図をもつて示すこと。)		
	6 保護装置の種類及び作用(保護連動表をもつて示すこと。)		
	7 遠隔制御装置及び自動制御装置の制御方式、制御項目及び監視所の位置		
(二) 配電所	1 (一)第二欄1、4及び6に掲げる事項		
	2 変圧器(制御用変圧器を除く。)		
	3 2に掲げる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続(単線結線図をもつて示すこと。)		
(三) 開閉所	1 (一)第二欄1、4、6及び7に掲げる事項		
	2 主回路の自動遮断器の電気接続(単線結線図をもつて示すこと。)		
(四) 巻揚所	1 (一)第二欄1、4及び6に掲げる事項		
	2 原動機、変圧器(制御用変圧器を除く。)		
	3 2に掲げる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続(単線結線図をもつて示すこと。)		
(五) リニアモーター式普通鉄道の動力発生装置の地上設備	動力発生装置の地上設備の種類及び作用(電気回路図及び磁気回路構成図をもつて示すこと。)	動力計算書	

鉄道施設	工事計画	添付書類及び添付図面	同意書の添付
(六) 浮上式鉄道の浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備及び動力発生装置の地上設備	1 浮上装置の地上設備の種類及び作用(磁気回路構成図をもつて示すこと。)並びに設計最大浮上力及び設計浮上力特性(図面をもつて示すこと。) 2 案内装置の地上設備の種類及び作用(磁気回路構成図をもつて示すこと。)並びに設計最大案内力及び設計案内力特性(図面をもつて示すこと。) 3 (五)第二欄に掲げる事項	1 浮上力計算書 2 案内力計算書 3 動力計算書	
六 電路設備			
(一) 送電線路、配電線路及びき電線路	1 こう長及び回線数 2 電気方式及び標準電圧 3 電線の種類及び断面積 4 架設方式(電線路構造図をもつて示すこと。) 5 き電線路に係る次に掲げる事項 (1) 電気接続(き電系統図をもつて示すこと。) (2) き電方式(電気方式が交流である場合に限り。)並びに単巻変圧器の個数及び容量	1 送電系統図 2 配電系統図 3 き電方式図	
(二) 電車線路	1 電気方式及び標準電圧 2 架設方式 3 架設方式が架空単線式である場合にあっては、次に掲げる事項 (1) こう長 (2) 電線の種類、断面積及びちよう架方式 (3) 架設方式(電線路構造図をもつて示すこと。) (4) 支持物の種類及び支持物相互間の最大距離 (5) 補助線及びレールボンドの種類及び断面積 4 架設方式がサードレール式である場合にあっては、次に掲げる事項 (1) 3(1)及び(3)に掲げる事項 (2) サードレールの種類及び断面積 (3) レールボンドの種類及び断面積 (4) 伸縮接ぎ手、アンカリング及びエンドアブローチの位置(伸縮接ぎ手及びアンカリングに係るものに限り。)及び構造寸法(図面をもつて示すこと。) (5) 防護設備の構造寸法(図面をもつて示すこと。) 5 架設方式が剛体複線式である場合にあっては、次に掲げる事項 (1) 3(1)及び(3)並びに4(4)及び(5)に掲げる事項 (2) 電線の種類及び断面積 6 架設方式が架空複線式である場合にあっては、3(1)から(4)までに掲げる事項		

工事施行認可の申請を受けた国土交通大臣は、工事計画が鉄道事業許可申請書にある事業基本計画と、鉄道営業法第1条の国土交通省令で定める規程に適合すると認めた場合、鉄道事業者に工事の施行を認可する。これで工事着手前の手続きは終了し、実際の工事に着手できることになる。なお、国土交通大臣は工事施行の認可の際に工事の完成期限を定めるので、鉄道事業者はこの期限までに工事を完成させなければならない。

4. 3 補助スキーム

4. 3. 1 地下高速鉄道整備事業費補助

(1) 制度の概要・目的

地下高速鉄道は、都市における基本的な社会資本であり、国民の日常生活に密接に関連した施設として、大都市における交通混雑の緩和、都市機能の維持・増進に寄与することから、その整備の必要性及び緊急性は極めて高い。このため、新線建設費、耐震補強工事費及び大規模改良工事費の一部を補助し、地下高速鉄道の建設を促進するものである。

(参考) 補助金の性格：資本費補助（公債発行対象経費）

(2) 補助対象事業者（平成 27 年度実績）

- ・地方公共団体：札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市
- ・東京地下鉄(株)

(3) 補助の概要

- 1) 国の補助率 補助対象建設費の 35%（地方公共団体も基本的に同様の補助を実施）
- 2) 補助対象建設費
 - ・新線建設、耐震補強工事及び駅施設の大規模改良工事
 （建設費－総係費－建設利息）×1.02×80%×90%

※補足

- ・ 補助対象事業費
 （建設費－総係費－車両費－建設利息）× 1.02 × 0.8 × 0.9（地方は 1.0）
- ・ 補助率 国 35%（実質補助率 25.7%）
 地方 35%（実質補助率 28.5%）

補助対象事業費			補助対象外			
出資金	補助金		借入金	出資金・借入金 注)		
(20%)	国	地方	(25.8%)	総係費	車両費	建設利息
	(25.7%)	(28.5%)				

100%

注) 出資金 20% 借入金 80%

図 4 - 1 補助割合

4. 3. 2 空港アクセス鉄道等整備事業費補助

(1) 制度の概要・目的

経済活動のグローバル化が進展する中での都市の国際競争力の向上や、地域の連携・交流の促進を通じた地域の活性化等の観点から、空港アクセス鉄道及びニュータウン鉄道(以下「空港アクセス鉄道等」という)の整備が求められている。このため、その建設費、耐震補強工事費及び大規模改良工事費の一部を補助することにより、空港アクセス鉄道等の建設を促進する。

(参考) 補助金の性格：資本費補助(公債発行対象経費)

(2) 補助対象事業者(平成22年度以降補助対象事業なし)

- ・公営事業者
- ・準公営事業者

(3) 補助の概要

- 1) 国の補助率 補助対象建設費の18% (空港アクセス鉄道)
補助対象建設費の15% (ニュータウン鉄道)
 - ・地方公共団体も同様の補助を実施
- 2) 補助対象事業費
(建設費－総係費－建設利息－開発者負担金)×80%

4. 3. 3 都市鉄道等利便増進法

(1) 制度の概要・目的

都市鉄道の既存ストックを有効活用しつつ速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とするものである。

(2) 対象地域

以下のいずれかの地域

- ・首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- ・中部圏の都市整備区域
- ・近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- ・政令指定都市

(3) 補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設

- ・既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設
- ・複数の路線の間を連絡するために必要となる都市鉄道施設の整備
- ・列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備
- ・既存の駅施設における乗継ぎ等を円滑にするための都市鉄道施設の整備 等

(4) 補助対象事業者

- ・第三セクター等公的主体（補助対象施設を整備する主体）

(5) 補助率

補助対象経費の3分の1（地方公共団体と協調）

4. 3. 4 社会資本整備総合交付金制度

(1) 制度の概要・目的

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設されたものである。この交付金は、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援するものである。

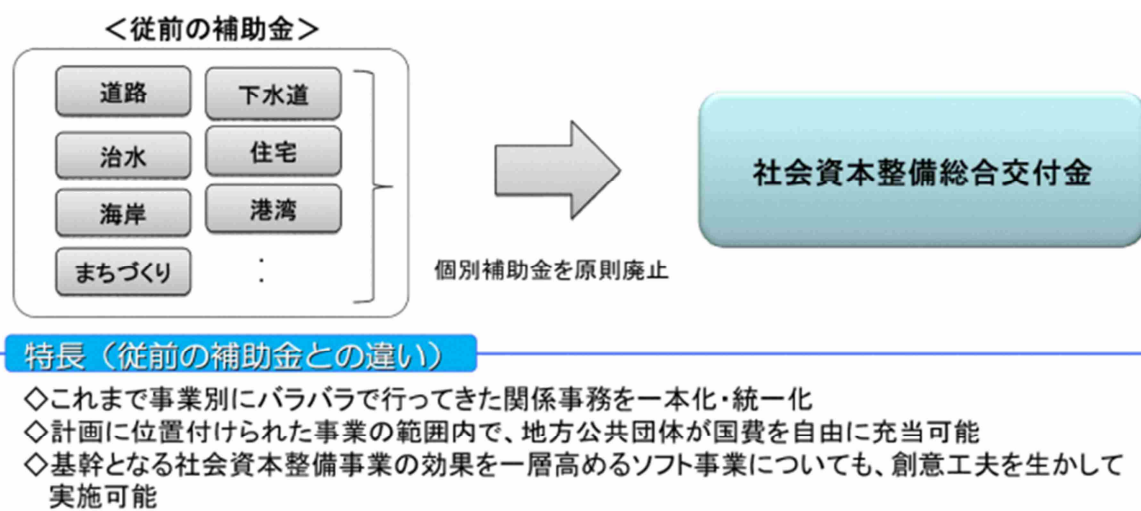


図 4 - 2 社会資本整備総合交付金の概要

(2) 鉄道事業における採択事例

北大阪急行の南北線延伸線において、軌道（インフラ部）の整備については箕面市が社会資本整備総合交付金により国及び大阪府からの補助を受け実施する事業である。

箕面市総合都市交通戦略（平成 24 年 3 月策定、平成 25 年 3 月国土交通大臣認定）に基づき、相互に連携した多様な交通施設の整備を総合的に実施し、徒歩、自転車、バス、鉄軌道の適正な分担を図ることにより、公共交通を中心とした交通体系を構築して、魅力あるまちづくりを実現するとした社会資本総合整備計画が補助対象となったものである。

なお、国の補助率は約 50%となっている。